

防府都市計画地区計画の変更（防府市決定）

防府都市計画西佐波地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	西佐波地区地区計画	
位 置	防府市佐波二丁目の一部	
面 積	約 1.3 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は中心市街地の北西端に位置し、主要地方道防府停車場線及び、一般県道高井大道停車場線の合流点に接した、まちの玄関口にあたる地区であり、隣接地には西佐波緑地が整備されている。</p> <p>このような地区の特性にあわせて、高度かつ健全な土地利用が求められているところである。</p> <p>そこで地区計画を策定し、美しい都市景観と健全な土地利用の形成を目的とし、シンボリックで健全な施設の立地を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区の特性にあわせ、調和のとれたシンボルとなるような街並みの形成が図られるように、当地区を商業・業務地域とする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>当地区には、幹線街路（県道・都市計画道路）に接続する地区内道路が整備されているので、これらの施設の機能が損なわれることのないように維持保全に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>1 健全かつシンボリックな施設の立地を行うこととし、既設の郵便局のほか、公共公益施設及び商業業務施設を配置する。</p> <p>この指針に基づき、周辺地域の環境を保全し、当地区が健全で地区の特性に相応しい市街地となるように、建築物の用途の制限を行う。</p> <p>2 美しく、シンボリックな街並みの形成を確保するために、建築物の意匠、壁面の位置及び高さの制限を行う。</p>

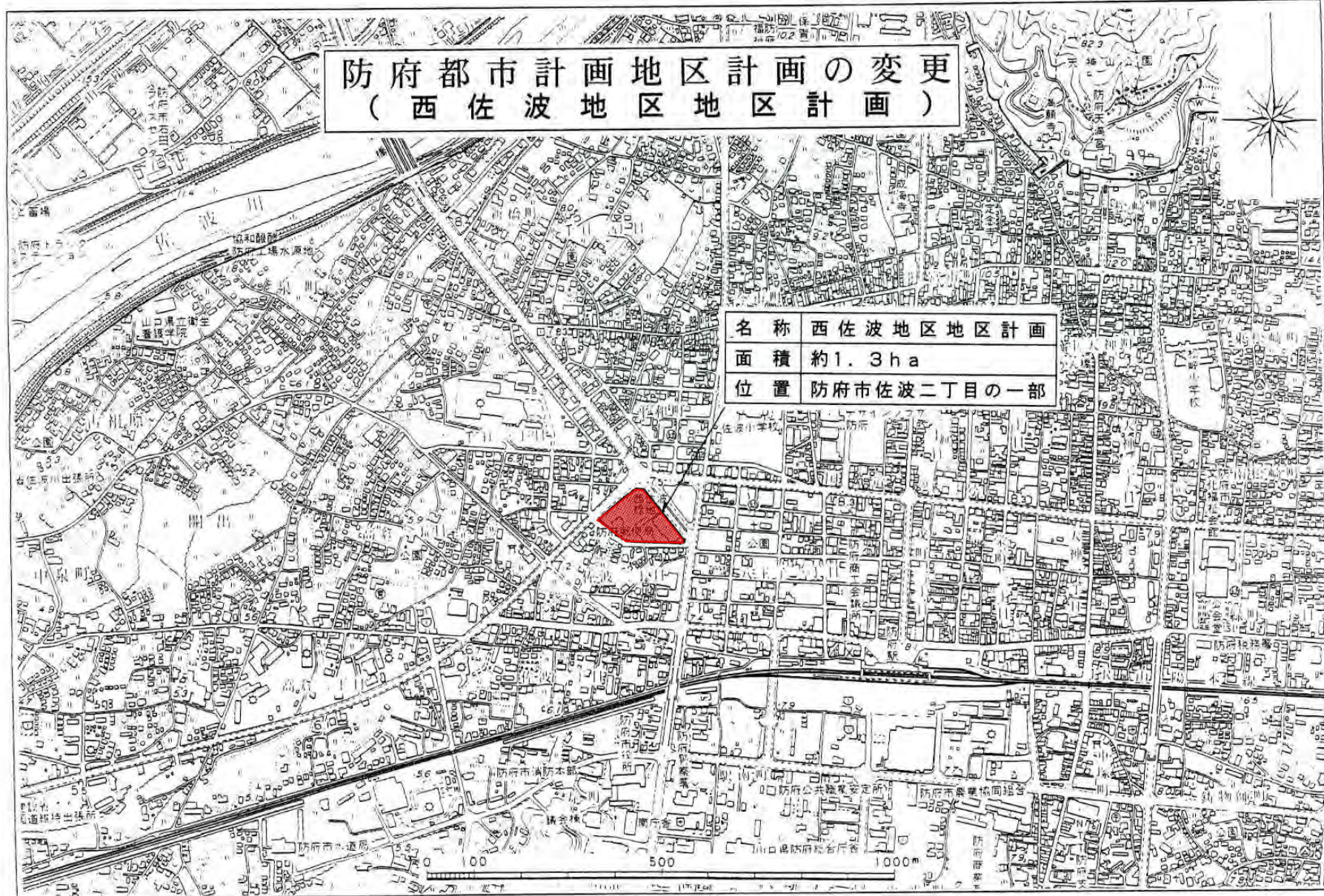
2 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建 築 区 等	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区
			区分の面積	約0.4ha	約0.8ha
	に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	当地区内には、次に掲げる建築物はこれを建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条第一項及び 第二条第六項に掲げる営業の用に供する建築物	A地区に同じ	
		建築物の高さの最高限度	A地区内の建築物の地盤面からの高さの最高限度は3.3mとする。	—	
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱までの距離の最低限度は、道路境界線 から1.5mとする。 ただし、軒の高さが2.3m以下の附属建築物については、この限りで ないものとする。	—	
		建築物等の意匠の制限	A地区内の建築物の外壁等の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いたの ある明るい色調にするものとする。	—	

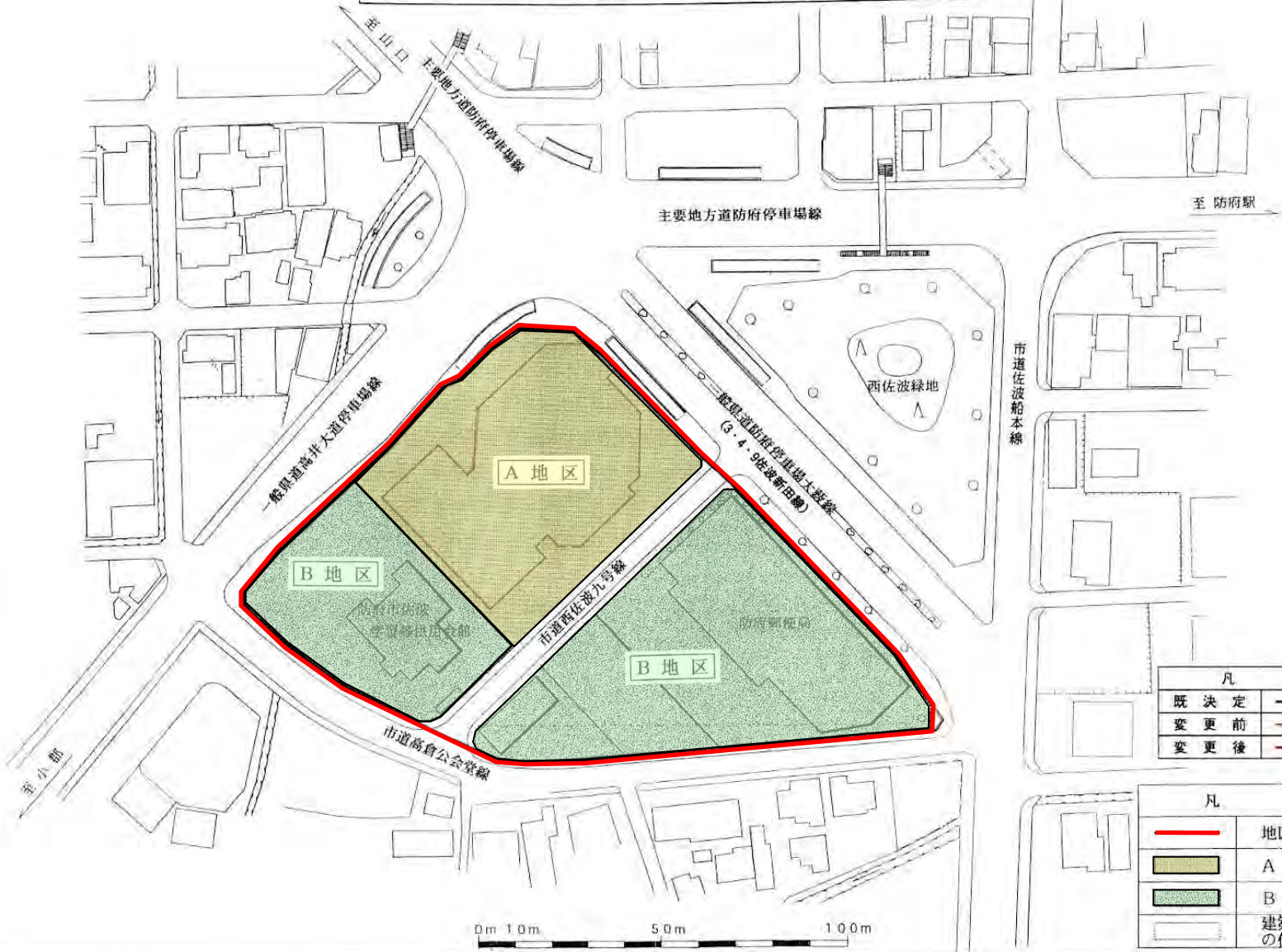
「区域、地区の細区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

防府都市計画地区計画の変更 (西佐波地区地区計画)

名称	西佐波地区地区計画
面積	約1.3ha
位置	防府市佐波二丁目の一部



西佐波地区地区計画



凡 例	
既 決 定	——
変 更 前	——
変 更 後	——

凡 例	
	地区計画区域
	A 地区
	B 地区
	建築物の壁面の位置の制限